

秋田県告示第214号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
北秋田市民病院	北秋田市下杉字上清水沢16-29	平成31年3月31日
平鹿総合病院	横手市前郷字八ツ口3番1	平成31年3月31日